

重要事項

全てのソフトウェアの使用にはライセンス条件が適用されます。ソフトウェアならびにハードウェアを使用する前に、このライセンス契約書をよくお読みください。ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約で定める条件に対する完全かつ無条件な承諾を表すこととなります。ご注文書に追加または異なる条件が含まれていても、それらは適用されません。

エンドユーザ・ライセンス契約書（「本契約」）

この合意書は、本ソフトウェア（本契約第2条にて定義されます）ならびにハードウェア（以下「本製品」と総称します）の使用に関し、本製品を入手する会社（以下「お客様」といいます）と、該当する見積書を発行するメンター・グラフィックス社または見積書が発行されない場合は当該地域に位置するメンター・グラフィックス社（以下「メンター・グラフィックス」と総称します）の間に成立する、正式な契約です。この契約の主題に関し、それぞれの権限ある者が署名したライセンス契約がある場合を除き、本契約と該当する見積書は、お客様とメンター・グラフィックスの間の完全なる合意を定めたものであり、これらに先立ちまたは同時になされた合意より優先され適用されます。お客様は、これらの条件に同意しない場合、本製品を直ちに返却するか、本ソフトウェアを電子的手段により受領した場合においては、本ソフトウェアおよび全ての付属品目の破棄を本ソフトウェア受領後5日以内に証明して、支払済みライセンス料の全額払戻をお受けください。

第1条 注文、料金および支払

第1項 お客様（またはメンター・グラフィックスが承諾した場合において、お客様の指定する第三者買付代理人）が本契約に準じる有効な購入注文書を発行し、メンター・グラフィックスが当該購入注文書を受領受諾した場合において、各注文は成約して両当事者間の契約を成すものとします（メンター・グラフィックスが承諾した購入注文書を以下「本注文書」といいます）。本注文書は、専ら本契約、該当する覚書および該当するメンター・グラフィックス見積書の条件に準拠するものとし、これらの書面が本注文書で参照されるか否かを問いません。本注文書に表示された本契約またはメンター・グラフィックス見積書に追加する、またはこれらに抵触する条件は、お客様とメンター・グラフィックスそれぞれの権限ある代表者が書面で同意しない限り、無効とします。

第2項 お客様は請求された金額を、請求書発行月月末締め、翌月末支払にて、指定された通貨によりメンター・グラフィックスへ支払います。支払期日を過ぎた請求額には、月1.5%または適用される法定利率のいずれか低い方の率が利息として加算されます。本製品価格には、送料、保険料、関税、諸税またはそれ以外の類似の料金は含まれません。メンター・グラフィックスは当該料金が発生する場合、当該請求書にて別途表示いたします。適時に有効な税金免除証明書または当該品目が非課税であることを示す証明書が提出されない限り、メンター・グラフィックスは全ての適用される税金（VAT、GST、消費税ならびにサービス税を含みますが、これに限りません）をお客様に請求します。お客様は、源泉徴収税またはその他の税金を何らの控除なく、支払うものとします。お客様による支払に課せられるいかなる税金も、お客様の責任とします。お客様がお客様の代わりに第三者買付代理人に購入注文書の発行および/またはその支払を委託している場合、当該第三者買付代理人が支払を怠った場合、お客様は、当該注文の支払義務を免れません。また、第三者買付代理人への当該委託にかかわらず、本製品はメンター・グラフィックスより直接お客様へ配送または提供され、本製品に伴うライセンスの使用権ならびにライセンスに関連する権利は当該第三者買付代理人にはありません。

第3項 全ての本製品は、本ソフトウェアがメディアにて出荷される場合はCIP Destination (Incoterms 2000)にて引き渡され、電子的手段により提供される場合はダウンロード可能な時点で引き渡されたものとみなされます。ハードウェアに関しては、FCA Factory (Incoterms 2000)にて引き渡され、送料は請求書にて請求されます。メンター・グラフィックスは、当該製品の購入価格に対する支払を確保するため、本契約に基づき出荷される全ての本製品に対して先取特権を保有します。お客様は、メンター・グラフィックスが当該先取特権を要請し遂行するために必要ないかなる書類にも記名押印または署名することに同意します。メンター・グラフィックスによる本ソフトウェアの電子的手段による出荷は、お客様の指定担当者および代行者のE-mailアドレスの提供を条件とします。

第2条 ライセンスの許諾 本契約に基づき、お客様によってインストール、ダウンロードまたはそれ以外の方法で入手されたソフトウェア・プログラムとは、そのアップデート、修正、改訂、コピー、ドキュメンテーションおよびデザイン・データを含みます（以下「本ソフトウェア」といいます）。本ソフトウェアはメンター・グラフィックスまたはそのライセンサーの営業秘密および秘密情報であり、メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーの著作権により保護されています。メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーは全ての本ソフトウェアの独占的権原を保持し、かつ本契約にて明示的に許諾されていないすべての権利を留保しています。メンター・グラフィックスは、適切なライセンス料の支払を条件に、本ソフトウェアを使用できる譲渡不可の非独占的ライセンスを、(a) 機械読取り可能なオブジェクト・コードの形態により（ただし、第5条第2項で規定するものを除きます）、(b) お客様の内部業務目的のために、(c) ライセンス期間中、そして(d) メンター・グラフィックスが承認したコンピュータ・ハードウェアならびにサイトで使用する場合に限り、お客様に対し許諾します。なお1サイトは、半径0.5マイル（800メートル）以内に制限されます。お客様の従業員の主たる勤務場所が本ソフトウェアの使用を許可された場所と同一であることを条件として、当該従業員は、お客様のサイト以外の場所（たとえば自宅、空港、宿泊施設）から本ソフトウェアを一時的に使用することができます。本ソフトウェア、支払済みライセンス料または購入済みサービスに応じて異なるメンター・グラフィックスの標準規定は、(a) 本ソフトウェアの再配置、(b) 本ソフトウェアの使用制限（例えば、認定されたハードウェア上での単一ユーザによる単一セッションの実行、または限定期間の使用等の制限を含み、これらの制限はオーソライゼーション・コードまたは類似の仕組を利用して技術的に実施される場合があります）、ならびに(c) 電話サポート、アップデート、修正および改訂を受ける資格を含むサポート・サービス、に適用されます。お客様が本ソフトウェアに何らかの変更依頼や強化依頼をメンター・グラフィックスにした場合、それがサポート・サービスの受領、コンサルティング・サービス、本ソフトウェアの評価、ベータ試験の遂行、またはそれ以外の作業のいずれにもかかわらず、メンター・グラフィックス単独の選択によるいかなる発明、製品の改良、修正または開発物は、メンター・グラフィックスの独占的財産となります。

第3条 ESC ソフトウェア お客様がメンター・グラフィックスの組込みソフトウェア部（以下「ESC」といいます）の開発またはプロトタイプング・ツールを購入した場合、メンター・グラフィックスは、お客様がコンパイルしたコンピュータ・プログラムの不可欠な部分として、複合プログラムに連係されるESC CおよびC++コンパイラの本ソフトウェアと共に頒布されるESCランタイム・ライブラリを含めて、ESCコンパイラを用いて生成された実行可能ファイルをコピーおよび頒布できる譲渡不可の非独占的ライセンスを、お客様に対し許諾します。ただしこれらのファイルは、お客様がコンパイルしたコンピュータ・プログラムとの組合せでのみ頒布することを条件とします。メンター・グラフィックスのリアルタイム・オペレーティング・システムまたは他の組込みソフトウェア製品をコピー、お客様の製品に組込む、またはコピーをお客様の製品に組込む権利も、先ずメンター・グラフィックスとの間で当該目的の契約を別途締結、またはその他方法により合意しない限り、お客様に対し許諾されません。

第4条 ベータ・コード

第1項 本ソフトウェアには、実験試用および評価用のコード（以下「ベータ・コード」といいます）を含んでいる場合があります。ベータ・コードは、メンター・グラフィックスの明示的な許諾なしに使用できません。メンター・グラフィックスが承認した場合、ベータ・コードを試験および評価する実験的使用のための一時的で譲渡不可の非独占的ライセンスを、メンター・グラフィックスが特定する限定期間中のみ、お客様に対し無償で許諾します。この許諾およびお客様によるベータ・コードの使用は、ベータ・コードのライセンスを販売するためのマーケティングまたは申込とは解釈されません。また、メンター・グラフィックスは、ベータ・コードをいかなる形態でも商業的にリリースしないことを選択できます。

第2項 メンター・グラフィックスがお客様に対しベータ・コードの使用を許諾する場合、お客様はベータ・コードをメンター・グラフィックスが指示する環境下で評価および試験することに同意します。お客様はベータ・コードの使用期間中、不具合または改良の提案等についてメンター・グラフィックスと定期的に連絡します。またお客様の評価および試験が完了次第、ベータ・コードの長所、弱点および推奨する改良点を含めて、評価書をお客様からメンター・グラフィックスへ送ります。

第3項 お客様は、ベータ・コードを秘密に取扱うものとし、当該ベータ・コード上で使用されているメソッドやコンセプトを含むベータ・コードへのアクセスを、メンター・グラフィックスがその使用を承認した当該ベータ・コードの試験を行うお客様従業員およびサイトに制限するものとします。お客様は、評価書、およびメンター・グラフィックスが本契約の期間中またはその後にか考案または創作する全ての発明、または製品の改良、修正もしくは開発物も、お客様からのフィ

ードバックに一部または完全に基づくものを含めて、メンター・グラフィックスの独占的財産となることに同意します。メンター・グラフィックスは、当該財産の全部について独占的な権利、権原および権益を保有します。本項の規定は、本契約の終了または期間満了後も存続します。

第5条 使用の制限

第1項 お客様は、許諾された使用をするため合理的に必要な場合のみ本ソフトウェアをコピーできます。各コピーには、本ソフトウェアをメンター・グラフィックスから受領した際に紐込まれており、その記憶媒体および包装に添付されていた全ての告知文および表示を含めなければなりません。コピーは全て、メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーの所有物に留まります。お客様は、他のソフトウェアと融合したコピーを含めて、本ソフトウェアのコピー全部に関し数量および主たる保管場所の記録簿を保持し、メンター・グラフィックスが要求次第当該記録をメンター・グラフィックスに提供しなければなりません。お客様は、メンター・グラフィックスの競合相手を除外したうえで、その職務の履行が本製品へのアクセスを必要とし、かつ秘密保持義務を負う、お客様の従業員およびお客様施設現場に在る請負業者以外の者に対して、本製品をいかなる形態でも利用可能にしてはなりません。またお客様は、本製品の秘密性を保護するため適切な措置を講じ、かつ本製品へのアクセスを許されたいかなる者も、本契約で許可される場合を除き、これを開示または使用しないことを保証するものとします。メンター・グラフィックスより許可されていない本製品の開示または使用があった場合、その開示または使用を認識次第、お客様は、直ちに、その旨をメンター・グラフィックスに通知しなければなりません。当該国または地域で適用される強行法規に従い相互運用性の目的で認められる場合を除き、お客様は、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、その他いかなる方法でも、本ソフトウェアからソース・コードを引出そうとはしてはなりません。本ソフトウェアによりまたは本ソフトウェアのために作成されたログ・ファイル、データ・ファイル、ルール・ファイル、スクリプト・ファイル（以下「本ファイル」と総称します）はスタンダード・ペリフィケーション・ルール・フォーマット（「SVRF」）および Tcl ペリフィケーション・フォーマット（「TVF」）を含みますがその限りではありません。SVRF および TVF はプロセス・ルールを表現するメンター・グラフィックス所有の独占的構文であり、メンター・グラフィックスの秘密情報であるか、秘密情報を含む場合があります。お客様は乙の競合先を除いた第三者と本ファイルを共有することができますが、本ファイルを同種の情報と同等の注意義務をもって保護すること（ただし注意義務の程度は合理的に必要とされる善良なる管理者の注意を下回らないものとします）を書面で同意していることを条件とします。お客様は、SVRF または TVF を含む本ファイルをメンター・グラフィックス製品上でのみ使用することができます。お客様は、本ソフトウェアと何らかの形で競合する製品を開発、強化、またはマーケティングする目的のために本ソフトウェアまたは本ファイルを使用または使用の許可をしてはならず、第三者にベンチマークの結果やそれに付随する情報を開示してはなりません。

第2項 本ソフトウェアまたは本ソフトウェアの一部がソース・コード形式で提供される場合、お客様は、当該ソース・コードをソフトウェア・エラーの訂正ならびに使用を認められた本ソフトウェアの強化または修正のためにのみ使用するものとします。お客様は、知る必要のある自己の従業員またはメンター・グラフィックスの競合先を除く請負業者以外に、ソース・コードに含まれるいかなるメソッドやコンセプトを含め、ソース・コードを全体的または部分的に開示あるいは開示の許可をしてはなりません。お客様は、本項に規定される許可された使用を遂行するため以外に、いかなる場合もソース・コードをコピーまたはコンパイルしてはなりません。

第3項 お客様は、メンター・グラフィックスの書面による事前同意およびその時点で該当するリロケーション料ならびに／あるいはトランスファー料の支払なく、法適用の効果またはその他によるかを問わず、本契約または本契約に基づく権利義務を付与してはならず、また、本製品を移設、サブライセンス（再使用許諾）、譲渡、包括承継、またはその他の方法にて移転すること（以下「移転実施」と総称します）はできません。メンター・グラフィックスの書面による事前同意がない移転実施は、いずれも本契約の重大な違反になるものとし、本契約および／または本契約に基づき許諾されたライセンスはメンター・グラフィックスの選択により催告なく直ちに終了します。本契約の諸条件は、ライセンス許諾および譲渡に関する条項を含め、お客様の相続人、地位承継者または譲受人に対しても拘束力を持ちます。

第4項 本条の規定は、本契約の終了または期間満了後も存続します。

第6条 サポート・サービス サポート・サービスをお客様が購入した場合、メンター・グラフィックスは、サポート・サービスを購入されたサイトにおいて、http://supportnet.mentor.com/about_jp/legal/index.cfmに記載されるメンター・グラフィックスの現行サポート・サービス条件に基づき、本製品に対するアップデートならびに技術サポートを提供します。

第7条 アップデート時の自動確認；秘密性の保護 お客様にアップデートに関する点検およびアップデートの連絡をするため、ならびに使用されている本ソフトウェアが本契約に従って許諾されているかを確認するため、本ソフトウェアは技術的方法によりメンター・グラフィックスあるいはメンター・グラフィックスの請負業者のサーバと通信することがあります（以下「自動確認」といいます）。メンター・グラフィックスは、自動確認中に個人情報に関連するデータは収集せず、また、お客様の書面による事前の承諾なしに、収集されたデータを第三者へ開示しません。ただし、メンター・グラフィックスの外部弁護士または管轄権を有する裁判所より当該データを求められた場合はこの限りではありません。

第8条 限定的保証

第1項 メンター・グラフィックスは、その保証期間中、メンター・グラフィックスのサポート・サービスの対象となっている一般の標準本製品が適切にインストールされていることを条件に、該当するユーザ・マニュアルで定める機能上の仕様と実質的に一致することを保証します。本製品がお客様の要求を満たすこと、または本製品の稼動に中断もしくはエラーが生じないことは保証しません。保証期間は本製品の引渡後 15 日目またはインストール時点のいずれか早い方から起算する 90 日間とします。お客様は不一致を保証期間中にメンター・グラフィックスへ書面で通知しなければなりません。本項の保証は、本注文書に基づく本ソフトウェアの初期出荷分のみに適用され、例として、(a) 本ソフトウェアのアップデートの提供、または(b) リミックスのためのオーソライゼーション・コードまたは代行ソフトウェアの提供、があった場合でも保証期間の延長または復活はありません。本項の保証は、本製品の誤用、許諾されていない修正、もしくは不適切なインストールがなされていた場合には無効となります。メンター・グラフィックスの全責任およびお客様唯一の救済手段は、お客様が本契約を他の点でも全て遵守していたことを条件に、メンター・グラフィックスの選択により、(a) 本製品がメンター・グラフィックスへ返却されてから支払済み価格を払戻すか、(b) 本項の限定的保証を満たさない本製品を修正または取替えること、のいずれか一方とします。また、(a) 各種のサービス、(b) 無償で許諾される本製品、または(c) 実験用ペータ・コードは、全て「現状のまま」の条件で提供されるものとし、これらについてメンター・グラフィックスは一切の保証をしません。

第2項 本条に定めるところが、本契約に基づく唯一の保証となります。メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーは、本契約に基づき提供される本製品または他の資料について、明示的、黙示的または法定上かを問わず、他のいかなる保証も行いません。メンター・グラフィックスおよびそのライセンサーは、商業性、特定目的への適合性、および知的財産の非侵害について、一切の黙示的保証を否認します。

第9条 責任の限定 本条で定める責任の排除および制限が、法令または規則により無効とされる場合を除き、メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーは、いかなる場合も間接的、付随的、派生的または特別な損害（逸失利益または節約機会の喪失を含む）について、その損害の可能性をメンター・グラフィックスまたはそのライセンサーが予め知らされていた場合といえども、契約、不法行為、またはその他の法理に基づくかにかかわらず、その責めを負わないものとします。いかなる場合も、メンター・グラフィックスまたはそのライセンサーの本契約に基づく責任は、当該請求が生じたハードウェア、ソフトウェア・ライセンスまたはサービスの対価としてお客様から受領した金額を超えないものとします。支払済み金額がない場合、メンター・グラフィックスおよびそのライセンサーは、いかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。本条の規定は、本契約の期間満了または終了後も存続します。

第10条 危険利用 お客様は、その不具合または不正確が死亡事故または人身障害をもたらす可能性がある使用方法において、お客様の製品を試用する（以下「危険利用」といいます）際の責任を、お客様が負うことに同意します。メンター・グラフィックスおよびそのライセンサーは、メンター・グラフィックス製品が危険利用または危険利用のために使用された場合、いずれの損害についても、その責任を負わないものとします。本条の規定は、本契約の期間満了または終了後も存続します。

第11条 免責 前条にいう分野での本製品の使用に起因または関連する全ての請求、損失、代価、損害、経費または賠償責任（弁護士報酬を含む）について、お客様はメンター・グラフィックスおよびそのライセンサーを補償し免責することに同意します。本条の規定は、本契約の期間満了または終了後も存続します。

第12条 侵害

第1項 米国、カナダ、日本、または欧州特許庁の加盟国において、本契約に基づきお客様が入手したメンター・グラフィックスのサポート・サービスの対象となっている一般の標準本製品が、特許もしくは著作権の侵害または営業秘密の不正使用であるとお客様が提訴された場合、メンター・グラフィックスは、その選択および費用負担で防御または解決します。メンター・グラフィックスは、当該侵害訴訟に帰すべき訴訟費用および損害賠償でお客様に対する最終裁定額を支払います。本条に基づく義務をメンター・グラフィックスが履行する条件として、お客様は、(a) 提訴の事実を直ちにメンター・グラフィックスへ書面で通知し、(b) 当該訴訟を防御または解決するために、全ての合理的な情報および支援をメンター・グラフィックスへ提供し、かつ(c) 当該訴訟を防御または解決する単独の裁量権をメンター・グラフィックスへ付与しなければならないことを了解のうえ、これに同意します。

第2項 前項に基づき権利侵害の申立がなされた場合、メンター・グラフィックスは、その選択および費用負担により、(a) 非侵害となるように本製品を代替もしくは修正するか、(b) 本製品の使用を継続できる権利をお客様のために取得するか、(c) 本製品の返却を要求し、かつ使用による合理的な控除額を差引いた支払済みライセンス料または購入価格をお客様へ払戻すことの、いずれかを行うことができます。

第3項 メンター・グラフィックスは、権利侵害の訴訟が、(a) メンター・グラフィックスの供給によらない製品と本ソフトウェアまたはハードウェアとの組合せ、(b) メンター・グラフィックス以外による本製品の修正、(c) 変更なしの現行リリース以外による本ソフトウェアの使用、(d) 本製品の使用または工程が侵害する場合、(e) お客様が作成、使用または販売する製品、(f) ベータ・コードまたは無償で提供された本製品、(g) メンター・グラフィックスの顧客に対しその補償を行わないメンター・グラフィックスのライセンサーにより提供されるソフトウェア、または(h) お客様の故意とみなされる侵害、のいずれかに基づく場合は、お客様に対し一切の責任を負いません。また上記(h) のとき、お客様は当該訴訟に関連してメンター・グラフィックスに生じた合理的な範囲での弁護士報酬その他の費用を、終局判決があり次第メンター・グラフィックスへ補償するものとします。

第4項 本条は第9条に従うものとし、本契約に基づき提供されたいかなる本製品による特許もしくは著作権の侵害または営業秘密の不正使用に係るあらゆる主張について、防御、和解、ならびに損害賠償に関するメンター・グラフィックスおよびそのライセンサーの全責任、ならびにお客様唯一の救済手段を定めるものとなります。

第13条 終了ならびに終了の効果 本ソフトウェアのライセンスが限定された期間の使用のために提供されている場合、当該ライセンスは当該許諾期間の満了を以って自動的に終了します。

第1項 お客様が本契約ならびに／または本契約に基づくライセンスを、(a) ライセンス許諾の範囲を超えて使用した場合、または本契約で規定するライセンス条件または秘密保持義務を遵守しない場合、または(b) 破産、破産申請、債権者への財産譲渡をするための合意、清算または解散手続きをした場合、メンター・グラフィックスは、書面による通知をもって直ちに終了させることができます。本契約に対しお客様による前述以外の重大な契約違反があり、メンター・グラフィックスの書面による通知から30日以内に是正されない場合、メンター・グラフィックスは本契約ならびに／または本契約に基づくライセンスを終了させることができます。本契約の終了または本契約に基づき許諾されたライセンスの終了は、終了前に出荷または使用許諾された本製品に対するお客様の対価支払義務を免除するものではなく、本契約終了時に直ちに支払われなければならないものとします。

第2項 本契約の終了次第、本契約で明示的に規定されているものを除き、両当事者の権利および義務は終了します。本契約の終了次第、お客様は、該当する本製品の全ての使用を停止することを保証し、ハードウェアにおいてはメンター・グラフィックスへ返却、お客様の所有する本ソフトウェアにおいては全てのコピーならびにドキュメンテーションを含め、メンター・グラフィックスへ返却するか、削除および破棄し、お客様が当該本製品または本ソフトウェアのコピーをいかなる形態でも所有していない旨を記載した書面による破棄証明を終了日から起算して10営業日以内にメンター・グラフィックスに提出します。

第14条 輸出 本契約に基づき提供される本製品は、一定の製品および当該製品の情報を、一定の国および人物へ輸出または迂回流出することを禁じる各国法および米国政府機関による規制の対象となります。お客様は、事前に各国および米国政府機関から必要な全ての承認を取得することなく、本製品を、いかなる方法でも輸出しないことに同意します。

第15条 米国政府によるライセンス使用 本ソフトウェアは、もっぱら民間の経費により開発され、かつ適用される調達規定にて規定される商用のコンピュータ・ソフトウェアです。US FAR 48 CFR 12.212 および DFAR 48 CFR 227.7202 に従い、米国政府またはその下請業者によるあるいは米国政府またはその下請業者に対する本ソフトウェアの使用、コピーならびに開示は、強制適用のある連邦法に反しない範囲で、本契約の諸条件のみを適用するものとします。

第16条 第三受益者 Mentor Graphics Corporation、Mentor Graphics (Ireland) Limited、Microsoft Corporation ならびに他のライセンサーは、本契約の定める義務を強制する権利を持った、本契約上の受益者たる第三者に当たることがあります。

第17条 ライセンス使用の検査 お客様は、本ソフトウェアへのアクセス、本ソフトウェアの所在ならびに使用を監視します。メンター・グラフィックスは、事前に書面による通知を行った上で、国際的な公認会計事務所を通し、お客様の通常営業時間内に本契約または米国その他該当する各国の輸出管理規制が遵守されているかを確認するために、お客様のソフトウェア監視システムならびに当該公認会計事務所が合理的に必要とする記録を検査することができます。この検査には、メンター・グラフィックスの依頼に応じて検索し提供される FLEXIm または FLEXnet (または後継製品) レポートのログ・ファイルが含まれることがあります。お客様は、記録を電子フォーマットで提供するようにし、またライセンス検査を支援するための情報収集に全面的に協力します。重大な違反が発見された場合を除き、当該検査の費用はメンター・グラフィックス負担とします。メンター・グラフィックスは、その依頼または検査の結果得られた全ての情報を秘密に保持し、法律に従い、あるいはメンター・グラフィックスの権利を本契約に基づき執行するために必要な情報のみを使用または開示するものとします。本条の規定は、本契約の期間満了または終了後も存続します。

第18条 準拠法、裁判管轄および紛争解決 本契約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。本契約に起因または関連して生じる全ての紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄地としてこれに服します。国際物品売買契約に関する国連条約の条項は本契約に適用されません。

第19条 可分性 本契約でいずれかの条項が、管轄権を有する裁判所により無効、執行不能、または違法であると判示された場合、その条項は本契約から切離されて、残りの条項が完全に有効なまま存続するものとします。

第20条 雑則 本契約は、主題に関し、両当事者の完全な合意を定めたものとなり、購入注文書等に記載される条件等、本契約に先立ち、または同時になされた一切の合意に取って代わります。一部のソフトウェアには第三者のライセンス契約に基づき配布されるコードが含まれ、お客様に追加の権利が付与される場合があります。詳細は該当するソフトウェアのドキュメンテーションをご覧ください。本契約は、両当事者の権限ある代表者が署名して書面にて合意した場合のみ、修正することができます。条件の放棄または違反の免除は書面による同意を要し、その後の同意、権利放棄または免除を構成しないものとします。